

就学援助費支給漏れの発生について

1 事故の概要

(1) 対象者

区立小学校5年生在籍児童(1名)の保護者

(2) 事故内容

就学システムの処理において、対象児童を区外に転出した他児童と取り違え、対象保護者からの就学援助費申請を審査対象とせず、本来支給すべきであった令和4年度分及び令和5年度1回目支給分の就学援助費の支給が漏れていた。

<支給漏れ額>	令和4年度分	19,900円
	令和5年度1回目支給分	8,050円
	計	27,950円

2 事実把握に至る経緯

2学期開始に向け、令和5年8月2日に就学システムにおいて全児童・生徒のデータを抽出したところ、学校の区分が「世田谷区立学校以外」でありながら、在籍校名が世田谷区立学校となっている児童(本件対象児童)を発見した。当該児童の記録を確認したところ、区外に転出した他の児童と取り違えて事務処理がされていることがわかった。

3 事後の対応

事故判明後、8月4日に対象保護者にお詫びの連絡を取り、支給漏れとなった計27,950円について、8月14日に支出処理を行った。

4 事故発生の原因

区外に転出した他児童を就学システムにおいて転出処理する際、カナ氏名のみで検索し、漢字氏名や生年月日、在籍学校名を確認しないまま、カナ氏名が同姓同名である対象児童の画面を表示し、他自治体への転出入力を行ったため。

5 今後の再発防止

検索方法と基礎情報の一致確認を徹底するとともに、住民基本台帳の異動に伴う区立学校の転入学・転退学について、就学システムの情報と学校やくみん窓口から提出された帳票を定期的に突合して、事務手続きが適正に行われているかを複数名で確認するようマニュアルを改定し、チェック体制を確立する。